

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に要 した経費	交付金充当額	備考
1	東通原子力発電所に係る広 報・調査等事業	東通村	4,479,750	4,479,750	

(備考) 事業が二つ以上の場合には必要に応じて欄を設けること。

別紙

Ⅱ. 事業評価個表

(単位：円)

番号	交付金事業の名称		
1	東通原子力発電所に係る広報・調査等事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		東通村	
交付金事業実施場所	東通村内 ほか		
交付金事業の概要	東通村民の原子力・エネルギー施設等に係る理解促進を図るため、以下の事業に交付金を充当しました。 1 調査事業 2 広報事業 3 連絡調整事業		
総事業費	4,479,750	交付金充当額	4,479,750
		うち文部科学省分	0
		うち経済産業省分	4,479,750
交付金事業の成果目標	<p>住民の原子力発電施設等見学会の実施、原子力広報用ホームページ、原子力情報メール配信システムの活用や各種パンフレット等を通じた広報事業により、東通村民の原子力発電所の必要性、安全性への理解促進を図ります。</p> <p>また、東通村民への適時的確な広報の実施のためには、村職員においても原子力に係る幅広い知識及び原子力に係る情報収集が必要不可欠であることから、原子力に係る研修・シンポジウム等への参加による知識の習得及び国内外の原子力に係る情報収集等の調査事業を実施します。</p>		
交付金事業の成果指標	<p>1. 調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東通村原子力発電所安全対策委員会の開催（2回開催、委員17名参加） ○村職員の原子力研修等参加による原子力に係る知識の習得及び情報収集（20名参加） <p>2. 広報事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力発電施設等見学会の実施による広報 <p>（見学会参加前に比べ、原子力に関する理解が深まったとの回答を8割得る）</p>		

	<p>○原子力広報用ホームページの活用による広報（月平均アクセス数 800回）</p> <p>○原子力情報メール配信システムの活用による広報（新規配信登録者 年間5名）</p>																																								
交付金事業の成果及び評価	<p>1. 調査事業</p> <p>東通村原子力発電所安全対策委員会の会議の開催（1回開催）により村民及び関係機関等における意見聴取、状況確認等から原子力発電に対する理解度、安心感の醸成を確認できました。また、原子力関連オンライン研修への参加、電気新聞の定期購読、原子力関連図書の購入により、村職員の原子力やエネルギー政策に係る幅広い知識の習得を図ることができました。</p> <p>2. 広報事業</p> <p>原子力広報用HPによる広報及び原子力情報メール配信システムにおいて、原子力情報の適時的確な広報を実施することができましたが、HPの月平均アクセスは727回、メール配信システムの新規配信登録者は4名と成果目標を達成することは出来なかったため、今後は村の広報誌などによる広報を強化し、アクセス数及びメール配信登録者数を伸ばしていきます。しかし、原子力発電施設等の見学会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送りました。</p>																																								
交付金事業の契約の概要																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の目的</th> <th>契約の方法</th> <th>契約の相手方</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東通村原子力発電所安全対策委員会謝金</td> <td>—</td> <td>安全対策委員 15名</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>東通村原子力発電所安全対策委員会旅費</td> <td>—</td> <td>安全対策委員 15名</td> <td>59,140</td> </tr> <tr> <td>原子力研修受講負担金</td> <td>随意契約(特命)</td> <td>(一財)日本原子力文化財団</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>電気新聞購読料(年間)</td> <td>随意契約(少額)</td> <td>(一社)日本電気協会新聞部</td> <td>58,320</td> </tr> <tr> <td>原子力関係図書購入</td> <td>随意契約(少額)</td> <td>(株)村井商店</td> <td>8,250</td> </tr> <tr> <td>日本原子力産業協会負担金</td> <td>随意契約(特命)</td> <td>(一社)日本原子力産業協会</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>原子力ポケットブック</td> <td>随意契約(少額)</td> <td>(一財)日本原子力文化財団</td> <td>160,970</td> </tr> <tr> <td>原子力情報提供システム回線使用料(回線分)</td> <td>随意契約(特命)</td> <td>NTTファイナンス(株)</td> <td>68,640</td> </tr> <tr> <td>原子力情報提供システム回線使用料(プロバイダ分)</td> <td>随意契約(特命)</td> <td>NTTコミュニケーションズ(株)</td> <td>304,810</td> </tr> </tbody> </table>	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額	東通村原子力発電所安全対策委員会謝金	—	安全対策委員 15名	90,000	東通村原子力発電所安全対策委員会旅費	—	安全対策委員 15名	59,140	原子力研修受講負担金	随意契約(特命)	(一財)日本原子力文化財団	10,000	電気新聞購読料(年間)	随意契約(少額)	(一社)日本電気協会新聞部	58,320	原子力関係図書購入	随意契約(少額)	(株)村井商店	8,250	日本原子力産業協会負担金	随意契約(特命)	(一社)日本原子力産業協会	130,000	原子力ポケットブック	随意契約(少額)	(一財)日本原子力文化財団	160,970	原子力情報提供システム回線使用料(回線分)	随意契約(特命)	NTTファイナンス(株)	68,640	原子力情報提供システム回線使用料(プロバイダ分)	随意契約(特命)	NTTコミュニケーションズ(株)	304,810
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額																																						
東通村原子力発電所安全対策委員会謝金	—	安全対策委員 15名	90,000																																						
東通村原子力発電所安全対策委員会旅費	—	安全対策委員 15名	59,140																																						
原子力研修受講負担金	随意契約(特命)	(一財)日本原子力文化財団	10,000																																						
電気新聞購読料(年間)	随意契約(少額)	(一社)日本電気協会新聞部	58,320																																						
原子力関係図書購入	随意契約(少額)	(株)村井商店	8,250																																						
日本原子力産業協会負担金	随意契約(特命)	(一社)日本原子力産業協会	130,000																																						
原子力ポケットブック	随意契約(少額)	(一財)日本原子力文化財団	160,970																																						
原子力情報提供システム回線使用料(回線分)	随意契約(特命)	NTTファイナンス(株)	68,640																																						
原子力情報提供システム回線使用料(プロバイダ分)	随意契約(特命)	NTTコミュニケーションズ(株)	304,810																																						

原子力情報提供システム回線使用料（リモート保守）	随意契約(特命)	N T Tファイナンス(株)	45, 773
原子力情報提供システム保守委託料	随意契約(特命)	東日本電信電話(株)	2, 376, 000
パソコン等賃借料	指名競争入札	(株)東京堂	241, 560
その他一般事務費等	随意契約等	(株)大槻商店 ほか	926, 287
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無			
無			

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条（目的）を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等をできる限り数値を用いて記載すること。

(6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

(7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。